

(2021 年 7 月 1 日現在)

●「百五ポイントサービス」規定

「百五ポイントサービス」とは、お客さまの各種のお取引をポイントに換算する（以下「ポイント」といいます。）とともに、その合計ポイントにより４段階の「ステージ」を設定し、各ステージに応じた「特典」が受けられるサービス（以下「本サービス」といいます。）のことで、次の要領で取扱います。

１ 対象

本サービスは、当行のいずれかの本支店でお取引いただいている個人の方を対象とします。

２ お申込みとサービスの開始時期

本サービスの開始時期は、所定のお申込手続きをされた前月末時点でのポイント数により、お申込当日から開始するものとします。ただし、月初第１営業日にお申込手続きをされた場合は、前々月時点でのポイント数により、お申込当日から開始するものとします。

なお所定のお申込手続きがない場合でも、月末時点のポイント数が１０ポイント以上（第１ステージ以上）に達した場合、自動的にお申込みがあったものとして、本サービスをご利用いただけます。その場合、本サービスの開始時期は、前月末時点でのポイント数により、翌月第１営業日の翌日から開始するものとします。

３ お取引ポイント

ポイントの対象となるお取引項目とそのポイント数は次のとおりとし、お取引内容に応じて当行所定の基準で換算し、集計します。

お取引項目	ポイント 数	お取引内容・換算の基準
お取引年数		
１年以上 １０年未満	２	お取引年数によりポイントをカウントします。
１０年以上 ２０年未満	３	
２０年以上	４	
自動受取り		
給与振込または 年金自動受取り	１０	① 給与振込は、お勤め先から給与振込（または賞与振込）として振込まれた入金をいい、同一月の振込合計額が５万円以上の場合にポイントをカウントします。（通帳の摘要欄に「給与」または「賞与」と表示されているものを対象とします。） ② 年金自動受取りは、国民年金・厚生年金・共済年金の振込入金がある場合にポイントをカウントします。（通帳の摘要欄に「年金」と表示されているものを対象とします。） ③ 制度上公的年金受給資格を持たない６５歳以上の在日外国人の方は、ご面倒ですが、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書の写のいずれかをご提示いただくことにより、ポイントをカウントします。 ④ 給与振込・年金振込の両方をお受取りの場合も、カウントされるポイント数は１０ポイントとなります。
当行配当金 自動受取り	３	当行からの配当金の振込入金がある場合にポイントをカウントします。（当行からの配当金で通帳の摘要欄に「配当金」と表示されているものを対象とします。）

通帳レス取引		
通帳レス口座 (スマホバンキング)	2	通帳レス口座(スマホバンキング)をご利用の場合にポイントをカウントします。
お預り資産合計残高 (定期預金・積立定期預金・通知預金 公共債・投資信託・外貨預金・金融商 品仲介など)		
30 万円以上 100 万円未満	2	① お預り資産とは、定期預金、積立定期預金、通知預金、公共債、投資信託、外貨預金、金融商品仲介などをいい、毎月末時点の合計残高にもとづきポイントをカウントします。なお、お預り資産合計残高には、普通預金、貯蓄預金、年金保険などの残高は含みません。 ※金融商品仲介は、金融商品仲介口座または当行からの紹介により開設した口座にて購入した外債・仕組債・投資信託などとし、各金融商品仲介提携会社の合計額とします。なお、株式などの残高は含みません。また金融商品仲介については、前々月末時点の残高の合計とします。 ※2010年3月2日以降に当行から他社へ振替した投資信託については、振替時の残高を投資信託の残高として計上します。ただし振替先が金融商品仲介提携会社の場合、振替した投資信託または振替先の金融商品仲介(振替した投資信託を除きます。)の多い方の残高を計上します。 ② 定期預金とは、スーパー定期〔自由金利型定期預金(M型)〕・大口定期〔自由金利型定期預金〕・スーパーパール定期預金・変動金利定期預金などをいいます。また、積立定期預金とは、積立定期預金・財形預金などをいいます。 ③ 公共債は公共債残高(額面)を、投資信託は月末のお預り口数に月末前日の基準価額を乗じたものを、外貨預金は月末の外貨預金残高に、3月・9月は当月末、その他の月は前月末の仲値で換算した残高をいいます。(なお、購入にかかる手数料は含みません。)
100 万円以上 300 万円未満	4	
300 万円以上 500 万円未満	6	
500 万円以上 1,000 万円未満	8	
1,000 万円以上 3,000 万円未満	10	
3,000 万円以上	20	
お預け入れ		
積立性預金	1	① 積立定期(満期指定型)・ベスト積立・全自動積立定期預金に月々1万円以上の入金がある場合にポイントをカウントします。なお、積立性預金には、財形預金は含みません。 ② 積立入金口座と振替出金口座の名義が異なる場合は、前者にポイントをカウントします。 ③ 振替日によってはポイントが変動する場合がありますので、窓口でおたずねください。
財形預金	1	毎月末時点で、残高がある場合にポイントをカウントします。
投資信託または金融商品仲介	3	① 投信取引口座または金融商品仲介口座(当行からの紹介により開設した口座を含みます。)を保有し、残高がある場合にポイントをカウントします。ただし金融商品仲介については、前々月末時点の残高とします。なお、購入日によってはポイント集計が遅れる場合がありますので、窓口でおたずねください。 ② 2010年3月2日以降に当行から他社へ振替した投資信託がある場合、

		残高があるものとして、ポイントをカウントします。
積立投信	1	投信取引口座を保有し、積立投信の契約がある場合にポイントをカウントします。
外貨預金	2	外貨普通預金または外貨定期預金をお預け入れいただき、残高がある場合にポイントをカウントします。
自動支払い		
公共料金自動支払い		
1 項目	2	電話・電気・ガス・水道・NHKの各利用料金の自動支払いがある場合にポイントをカウントします。（通帳の摘要欄に「電話料」「電気料」「ガス料」「水道料」
2 項目以上	3	「NHK」と表示されているものを対象とします。）
105BESTIO、百五 DC カード、 百五 JCB カードいずれか	3 または 10	① 「105BESTIO」、「百五DCカード」、「百五JCBカード」のいずれかの利用代金（年会費を含みます。）の自動引落しが過去1年以内にある場合に3ポイントをカウントします。なお、4月1日～翌年3月31日の自動引落とし金額の合計が5万円以上の場合には、翌々年4月第1営業日まで10ポイントをカウントします。なお、3ポイントに代えて10ポイントをカウントする時期は、自動引落とし金額の合計が5万円に達した翌月第1営業日の翌日からとします。 ② 本人名義である場合にポイントをカウントします。 ③ 一部のカードはポイントのカウント対象とならない場合がありますので、詳しくは窓口でおたずねください。
お借り入れ		
個人向け住宅ローン 住宅ローン（担保付） または 住宅金融支援機構	10 または 4	① 住宅ローン（担保付）をご利用の場合にポイントをカウントします。なお、住宅ローン（担保付）とは、各種住宅ローン（担保付）・百五フリーローンなどをいいます。 ② 住宅金融支援機構とは、当行を通じて住宅金融支援機構の融資を受けている場合にポイントをカウントします。 ③ 住宅ローンと住宅金融支援機構の両方をご利用の場合も、カウントされるポイント数は10ポイントとなります。
住宅ローン完済	3	2005年4月1日以降に各種住宅ローン（担保付）・百五フリーローンなどを完済された場合にポイントをカウントします。なお、住宅ローン（担保付）の10ポイントとは重複してカウントすることはいたしません。
個人向けローン（証貸）	4	個人向けローン（証貸）は、百五多目的ローン・百五マイカーローン・百五マイカーローン「くるまでGO!」・百五ブライダルローン・百五増改築ローン・リフォームプラン「住まいるアップローン」・百五学資ローン・百五極度型学資ローン・百五フリーローン「Plus」・百五フリーローン「Mini」などをご利用の場合にポイントをカウントします。
個人向けローン（極度型）	2	個人向けローン（極度型）は、そうごうパッケラー30、そうごうパッケラー30（プラス）、そうごうパッケラー50、マイカード（マイカード2、DREAM、エクセレント、職域マイカード、マイカードなど）、105BESTIOキャッシングリボをご契約の場合にポイントをカウントします。 なお、複数をご利用の場合も重複してカウントすることはいたしません。

(注意)

- ① ポイントの集計は、全店のお取引を対象とします。ただし、お届けいただいている情報と相違する場合はこの限りではありません。
- ② ポイントは、お客さま本人のお取引のみを集計するものとし、ご家族のお取引を合算しないものとします。
- ③ 同一のお取引項目内に複数のお取引がある場合でも、当該ポイントを二重にカウントすることはいたしません。
- ④ 2007年5月以前に移管を行った場合、お取引年数が短くなる場合があります。
- ⑤ ローンをご利用のお客さまは、ご返済が遅延いたしますと、当該ポイントをカウントすることはいたしません。
- ⑥ ポイントは、当行が当該項目のお取引がなくなったと判断した時点で自動的に集計されなくなります。なお、ポイントやステージが下がった場合も通知は行いません。
- ⑦ 当行の都合により、事前の通知なくお取引項目・ポイントなどを変更することがあります。

4 ステージ

ステージは、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージ、ゴールドステージの4段階とします。

- ① 第1ステージの条件は、10ポイント以上20ポイント未満。
- ② 第2ステージの条件は、20ポイント以上30ポイント未満。
- ③ 第3ステージの条件は、30ポイント以上40ポイント未満。
- ④ ゴールドステージの条件は、40ポイント以上。

5 特典

- (1) 本サービスの特典の具体的な内容は、当行本支店の店頭にてお知らせいたします。
- (2) 特典の追加・変更などをする場合には、当行本支店の店頭にてお知らせいたします。
- (3) 住所、氏名、電話番号などのお届け内容に変更があったにもかかわらず、変更手続きが行われていない場合には、ポイントの集計ができず、一部の特典が受けられないことがあります。
- (4) お客さまの都合により、当行からのご連絡を不要とされている場合には、一部の特典が受けられないことがあります。
- (5) 住所、氏名、電話番号などのお届け内容の変更手続きをされた場合は、次回ポイント数の変更時期までポイント数の集計ができず、一部の特典が受けられないことがあります。

6 特典を受けられる本支店

本サービスの特典は、お取引をいただいているすべての店で受けることができます。

7 ポイント数・ステージの確認

- (1) お客さまのポイント数は、次により確認できます。
 - ① 百五キャッシュサービスご利用明細票（普通預金・貯蓄預金のキャッシュカードでの入出金取引時・振替取引時）
 - ② A T Mのお引き出し画面（普通預金・貯蓄預金のキャッシュカードでの出金取引時）
 - ③ A T M残高照会画面（普通預金・貯蓄預金のA T M残高照会時）
 - ④ ポイント内容のご案内（お申出により、窓口で作成してお渡しします。）
 - ⑤ 百五インターネットバンキングのトップページ画面
- (2) お客さまのステージは、以下により確認できます。
 - ① 百五キャッシュサービスご利用明細票（振替取引時のみ）
 - ② ポイント内容のご案内（お申出により、窓口で作成してお渡しします。）
 - ③ 百五インターネットバンキングのログオン画面

8 ポイント数の変更時期

毎月末時点のお取引項目によりポイントを集計し、翌月第1営業日の翌日からポイント数が変更となります。ただし、金融商品仲介については、前々月末時点のお取引項目によりポイントを集計し、翌月第1営業日の翌日からポイント数が変更となります。

9 サービスの終了

お客さまから解約のお申出があった場合、本サービスは終了します。また自動的に百五ポイントサービスをご利用いただけるサービスを希望されない場合もお申し出ください。

10 サービスの変更・中止

(1) 当行は、本サービスの内容について、次の場合に本規定を変更できるものとします。

①お客さまの一般の利益に適合する場合

②前号の場合を除き、法定、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 前項(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 当行所定の規定・規約などを履行されない場合や、その他相当の事由があると当行が判断した場合には、お客さまに通知することなく、本サービスを変更・中止することがあります。

11 その他

「百五ダイレクトバンキングサービス」をご利用のお客さまは、自動的に百五ポイントサービスをご利用いただけます。

以 上